

## 入学定員増に係る入学者の配分方法及び負担金の改定について（案）

平成19年11月13日  
自治医科大学運営小委員会

国の「新医師確保総合対策」において、自治医科大学の入学定員が平成20年度から10年間、10名の暫定増が認められたことを受け、去る7月13日開催の全国知事会議において「自治医科大学の入学定員の暫定増に伴う申合せ」（以下「申合せ」という。）が行われ、具体的な配分方法及び負担金の改定については、今後定めることとされた。

### 1 入学定員増に係る入学者の配分方法

「申合せ」では、「平成20年度から10年間の増員後の入学定員の配分に当たってはこれまでの3名入学枠実施の経緯を踏まえながら、3名入学枠の要望がより多く実現できるよう配慮するために、新定員である110名から各都道府県2名を割り当てた後の16名については、今回の暫定増が医師不足が認められる都道府県に対し行うものとされていることにも十分留意し、医師不足が全国的な緊急の課題であることを踏まえ、無医地区や医師不足の医療圏等も含めできるだけ地域の実情を勘案した適切な配分を行うものとする」とされた。

これを踏まえ具体的な配分方法は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県について、医師不足の状況等に関する数値データ（医師数及び地域特性に関するデータ）による指標（X）に基づき、また、受験者・卒業生の状況による指標（Y）を補完的に活用することにより総合評価を行い、次の3分類に区分する。

分類Ⅰ) 医師不足が深刻である都道府県（14県）

分類Ⅱ) 医師不足が大きな課題である都道府県（26県）

分類Ⅲ) 医師不足が課題である都道府県（7県）

分類Ⅰの都道府県については0.5程度の確率で7県を3名入学枠とし、分類Ⅱの都道府県については0.3程度の確率で8県を3名入学枠とし、分類Ⅲの都道府県については0.1～0.2の確率で1県を3名入学枠とする。

この結果、地域医療の状況がより厳しい都道府県に配分されることになり、国の暫定定数増の趣旨に合致することにもなる。また、平成20年度以降、連続で要望がある場合、少なくとも1～2回は3名入学が可能となるよう対応する。なお、3名入学枠の要望をしない都道府県については、当該都道府県を分類Ⅲとみなしたうえ、要望をしている都道府県への配分に用いる確率を調整する。

(2) 各年度ごとに各都道府県のⅠからⅢの分類は若干変化することが想定されるので、各年度ごとの3名配分は、前年度までの分類及び指標と3名配分の実績を勘案して配分し、10年間を通じて3名入学都道府県の配分管理が行われるよう努める。また、3名配分の均霑化のため、同一都道府県に3年連続の3名配分は原則行わないものとする。なお、自治医科大学は、入試終了後速やかに各都道府県に対し、それぞれの都道府県のⅠ～Ⅲの分類結果を示すこととする。

(3) 入学者の学力水準の大幅な低下を避ける必要があるので、3名入学県の第3位合格者は一定の必要な成績（全二次試験受験者のうち、一次試験学力成績が上位8割程度以内を目途）をクリアすることを条件とする。

(4) 基準とする指標は次のとおりとする。

ア 数値データによる指標（X）

① 医師数関連による指標（各項目について、全国平均以下か否かを基本的に評価）

- a 人口10万人当たり医療施設従事医師数
- b 100平方キロ当たり医療施設従事医師数
- c 人口10万人当たり第2次医療圏の医療施設従事医師数の全国平均以下圏域数の割合
- d 人口100万人当たり医学部募集定員数
- e 研修医マッチング率

② 地域特性による指標（各項目について、全国平均以上か否かを基本的に評価。ただし、dは離島人口の有無で評価。）

- a へき地診療所及び国保直営診療所数
- b 公立病院病床数の都道府県内病院の総病床数に占める割合
- c 振興山村に指定されている市町村人口の都道府県人口に占める比率
- d 離島人口
- e 人口1万人当たり無医地区の人口

イ 受験者・卒業生の状況による指標（Y）

① 受験者の学力及び適性

- ・受験者の学力
- ・受験者の地域医療を担う医師としての適性

② 卒業生の状況

- ・義務内卒業生の勤務配置状況
- ・義務修了卒業生の定着率向上策の実施状況

## 2 負担金の改定

「申合せ」では、「今回の暫定定数増期間（10年間）分の追加所要経費見込み

の1カ年平均額を3名入学となる16の都道府県で均等に負担する」とされた。  
これを踏まえ具体的な負担金の改定額は、以下のとおりとする。

(1) 教員の体制整備

入学定員増に伴い、15人程度の教員の増が必要。

(2) その他経費増

院外実習等の経常経費、教育設備の初期投資。

(3) 追加所要経費見込額

上記(1)及び(2)により、10年間で1,712.6百万円、1カ年平均171.2百万円の追加所要見込みとなる。

(4) 都道府県負担金の改定額

(3)の1カ年平均額171.2百万円を、3名入学となる16都道府県で均等に負担することとし、3名入学に伴う負担金増分は1名当たり年額170万円とする。